

平成25年6月
堺市

共同企業体発注方式の見直しについて

工事発注量が減少する中、市内建設業者の受注機会を確保し、より一層の市内経済の活性化及び市内建設業者の育成を図る観点から、次のとおり、特殊工事等共同企業体の対象工事等を見直し、平成25年6月1日以降に発注する案件から適用します。

現 行	平成25年6月1日以降の発注案件
【対象工事等】 <u>予定価格が2,500,000円を超え600,000,000円未滿の堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱(平成20年制定)別表第1に定めるその他工事</u>	【対象工事等】 <u>予定価格が2,500,000円を超える堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱(平成20年制定)別表第1に定めるその他工事</u>

【参考】堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱 別表第1

区分	業種	必要な許可	
建設工事	土木工事	土木工事業	
	建築工事	建築工事業	
	電気工事	電気工事業	
	管工事	管工事業	
	舗装工事	舗装工事業	
	造園工事	造園工事業	
	配水管工事	水道施設工事業又は管工事業	
	その他工事		大工工事業
			左官工事業
			とび・土工工事業
			石工事業
			屋根工事業
			タイル・れんが・ブロック工事業
			鋼構造物工事業
			鉄筋工事業
			しゅんせつ工事業
			板金工事業
			ガラス工事業
			塗装工事業
			防水工事業
			内装仕上工事業
			機械器具設置工事業
			熱絶縁工事業
			電気通信工事業
			さく井工事業
			建具工事業
			水道施設工事業
	消防施設工事業		
	清掃施設工事業		